

## 資産税課における固定資産税・都市計画税の納税通知書の誤送付について

### 1 概要

令和8年5月15日に、柏市財政部資産税課において、固定資産税・都市計画税の納税通知書（以下「納税通知書」という。）を誤って別人（以下「A」という。）に対して送付したもの

※納税通知書には、個人の氏名及び固定資産税・都市計画税の税額が記載

### 2 経緯

(1) 令和8年5月15日 午前11時ごろ

資産税課職員が、Bが所有する土地を、Bと同姓同名のAが所有する土地として固定資産税システム（以下「システム」という）に入力。同日、A宛てに納税通知書を送付

(2) 令和8年5月18日 午前11時30分ごろ

Aより資産税課に電話があり、A本人のものでない納税通知書が届いたとの連絡

(3) 令和8年5月18日 午後3時20分

職員がA宅へ訪問のうえ謝罪し、納税通知書を回収

(4) 令和8年5月19日 午前11時00分

職員がB宅へ訪問。不在であったため、謝罪文と納税通知書を郵便受けに投函

### 3 原因

システムへの土地の所有者の情報の入力時に、住所の確認が不十分であったため。

### 4 再発防止策

(1) システム入力時及びチェック時に、氏名及び住所を確認した証跡を残す。

(2) 従来のダブルチェックに加え、トリプルチェックよりチェック体制を強化する。

【本件に関するお問い合わせ先】

柏市財政部資産税課

電話 04-7167-1125